
アラバマ州不法移民取締法 HB-56 一部施行差止

アリゾナ、インディアナ、ユタ、ジョージア州に続き、2011年6月にはアラバマ州でも不法移民取締法案 HB-56 が成立した。この法案はアリゾナやジョージア州のものよりも、より厳しい内容が盛り込まれている。ブラックバーン連邦地裁判事は、施行直前に同法案の詳細を検討し終えるまで施行を全面的に差し止める措置をとり、一ヵ月後の9月28日には、同法案の項目の一部に対し差し止め命令を言い渡された。11月29日に連邦控訴裁での口頭弁論が開かれるまでの間、残りの条項は施行される。

差し止めの対象となった項目には、不法移民の隠匿・保護を禁止する規定の他に、不法移民の就職活動や労働を禁じる規定、不法移民への給与の税控除を禁じる規定、アメリカ市民に代わり不法移民を雇用する行為に対する差別訴訟を起こす権利など、雇用主にとってはかなり厳しい負担となりうる規定が含まれる。この差し止めによって、雇用主は、税法上の追加遵守事項や高額な訴訟費用などの負担を回避することができた。しかしながら、2012年4月1日をもって、雇用主に、連邦政府の E-Verify システムを使って新規被雇用者の合法滞在資格の確認を義務付ける規定はそのまま施行される。

地元警察に与えられる滞在資格取調べの権利に対する差し止め要求は却下された。したがって、交通違反など何らかの違反行為が見つかった場合、不法移民であると合理的な疑いがあれば、警察はその者の滞在資格を調べ、被疑者が合法滞在資格の証拠を提示できなければさらに拘束することができる。また、同判事は、不法移民が運転免許証や営業許可証を申請する行為を重罪とみなす規定や不法移民が署名した契約書を全て無効とする規定を支持する表明を行った。

その他にも、アラバマ州の公立学校は、新入生やその親の滞在資格を調べるのが義務付けられるようになった。学校側は、すでに厳しい財政の中で、これらの追加業務への対応を余儀なくされている。さらに、これを受けて、アラバマ州の学校では、多くのラテン系やヒスパニック系の生徒が登校を拒否し、多くの家族が他州に移動している。1982年に連邦最高裁は、合法的滞在資格を持たない児童への公教育を拒否してはならないと、判決を下している。また、州教育長は、生徒の滞在資格の調査は統計目的に使われるだけで、入学を拒むものではないと表明をしている。しかしながら、仮に子供が米国生まれの米国市民であっても、その親が不法移民であることを移民局に通報され、家族が離れ離れになるのではないかと恐れから、合法滞在資格をもたない親は子供の登校を拒んでいる。

米国司法省は、州政府による同移民法は移民に関する連邦政府の権限を侵害するものであり、また、人種に的を絞った差別的取締行為、不法捜査、不法拘留であるなど、合衆国憲法で謳われる正当な法的保護や法の平等保護条項に反すると主張している。これに対し、アラバマ州政府側の議院や弁護士は、このように州レベルで移民法を施行する原因は、米国政府の不法移民対策が不十分であるためであると主張している。また、アラバマ州の不法移民取締法は州経済を保護するものであるとも述べている。

しかしながら、現実には、アラバマ州の不法移民だけでも、1.3 億ドルもの税収入、26 億ドルもの経済活動、11 億万ドルもの州生産物に貢献しているという統計もでており、この不法移民取締法を好意的に受け入れている住民が多く存在する反面、アラバマ州の経済界にとっては大きな打撃となることが考えられる。

アラバマ州の不法移民取締法は、連邦控訴裁での上訴の後、さらに、最終判断は最高裁に持ち込まれる可能性もあるが、その判決は今後の米国政府の方針を左右するといった意味でも全米が注目するところである。

ジョージア州弁護士 大蔵昌枝
MONARCH PLAZA, SUITE 1600
3414 PEACHTREE ROAD N.E.

執筆：大蔵昌枝弁護士、バーカー・ドネルソン法律事務所

* Copyright reserved. 著作権所有

ATLANTA, GEORGIA 30326
PHONE: 404.577.6000
fax: 404.221.6501

本ニュース記事に関する注意事項
(DISCLAIMER)

本雇用・労働・移民法ニュース記事は弁護士として法律上または専門的なアドバイスの提供を意図したものではなく、一般的情報の提供を目的とするものです。また、記載されている情報に関しては、できるだけ正確なものにする努力をしておりますが、正確さについての保証はできません。しかも、法律や政府の方針は頻繁に変更するものであるため、実際の法律問題の処理に当っては、必ず専門の弁護士もしくは専門家の意見を求めて下さい。ベーカー・ドネルソン法律事務所および筆者はこの記事に含まれる情報を現実の問題に適用することによって生じる結果や損失に関して何ら責任も負うことは出来ませんのであらかじめご承知おき下さい。